

全国厚生労働関係部局長会議 ～厚生分科会～

平成28年1月

厚生労働省職業安定局

全国厚生労働関係部局長会議

～厚生分科会・説明事項～

1. 生活保護受給者等就労自立促進事業について・・・1
2. 地方自治体との連携による福祉人材確保等の強化・・・3
3. 障害者雇用対策について・・・10

全国厚生労働関係部局長会議 厚生分科会

《生活保護受給者等就労自立促進事業について》

【事業概要】

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者を含め生活困窮者を広く対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進。

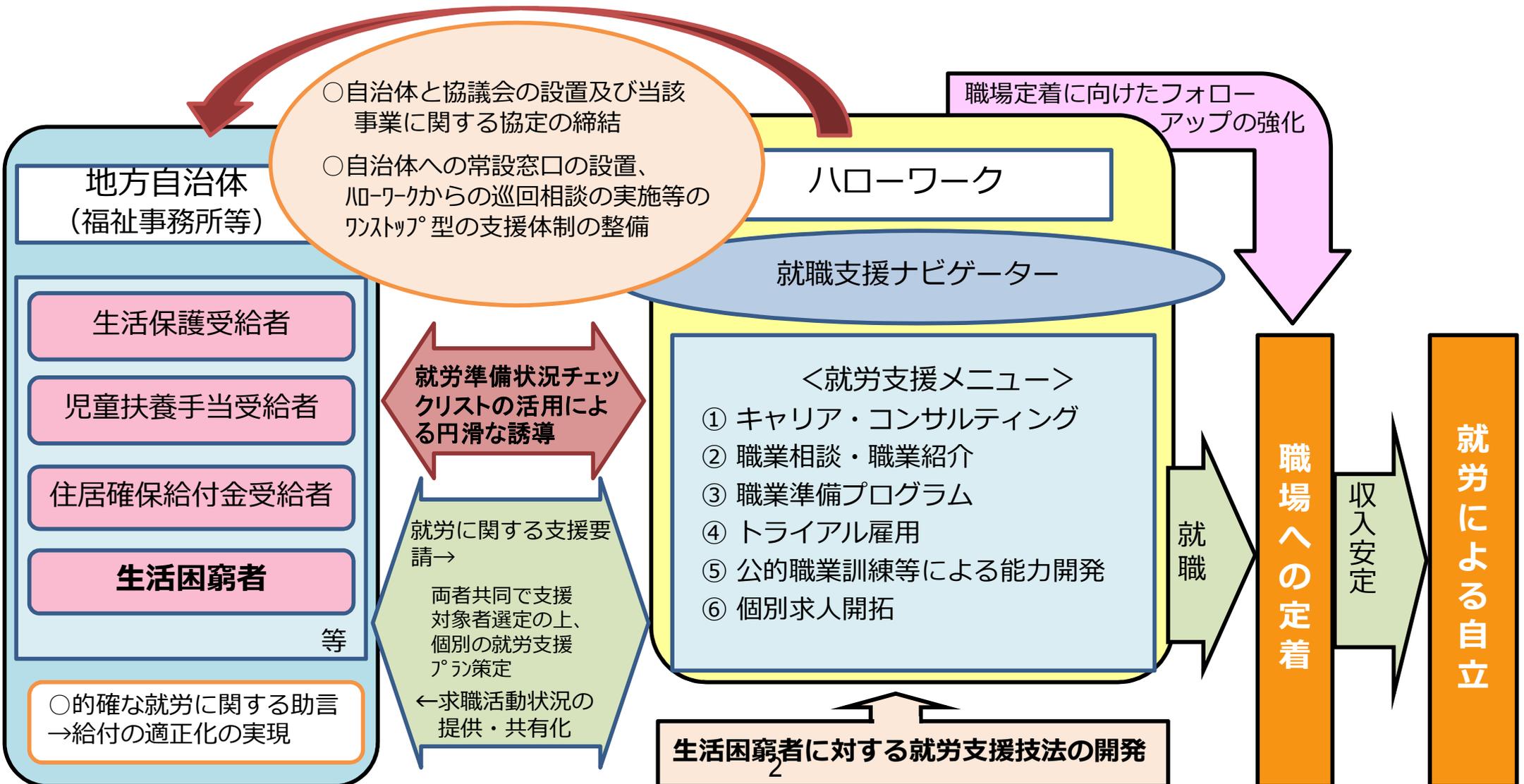
【平成27年度実績】

- 就職者数：55, 112人(11月まで)
※ 平成26年度(11月まで)47, 007 人
- 常設窓口： 180箇所設置予定(平成27年度中)
※28年度中に194箇所設置予定
- 今後、常設窓口を設置する予定の地方自治体におかれては、開設準備等へのご協力をお願いする。また、既に設置している地方自治体におかれては、窓口の積極的な活用をお願いする。
- 平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、設置された自立相談支援機関とハローワークが連携を図っているところ。
自立相談支援事業の対象のうち、本事業の支援対象者となる方については、引き続き、所定の手続きにより支援要請をしていただくようお願いする。
- 8月の児童扶養手当現況届提出時に「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施。自治体への臨時相談窓口の設置等、来年度以降も引き続き協力をお願いする。
- また、平成27年9月30日付けで「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体とハローワーク等との連携強化について」を各労働局宛てに通知し、社会・援護局からの同日付けの事務連絡で各自治体にも通知の写しを送付したところ。
通知内の生活困窮者の就労準備状況チェックリストの活用等、引き続き、福祉と雇用の連携強化をお願いする。

生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業を発展的に解消の上、平成25年度から新たに生活保護受給者等就労自立促進事業を実施。

さらに、平成27年度は、生活困窮者自立支援法が施行されることから、地方自治体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



全国厚生労働関係部局長会議 厚生分科会

＜地方自治体との連携による福祉人材確保等の強化＞

○ 福祉人材確保対策

- ・ 人材不足が深刻化する介護、看護、保育職種を対象として、地方自治体や関係機関との連携を図りながら、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介、求人充足に向けた助言・指導、関係機関と連携した面接会等を実施。【福祉人材コーナー設置ハローワーク64所】

○ 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)

- ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方自治体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、子育て中の女性等が利用する際の付加価値を確保しつつ、担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介を実施。【マザーズハローワーク21所、マザーズコーナー163所】

○ がん患者等に対する就職支援事業

- ・ ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等の関係機関と連携した出張相談や事業主向けセミナーなどの実施により、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援を実施。【事業実施ハローワーク16所】

○ 自殺対策

- ・ 地方自治体が行う自殺対策事業等の実施により、求職者に対して保健師やカウンセラー等の専門家の巡回相談を行う場合、ハローワークの相談スペースの提供等を積極的に実施。

＜施策の説明、お願いしたいこと＞

○ 福祉人材確保対策

各分野の取組において、「福祉人材確保推進協議会」での協議などを通じて、情報共有や面接会実施など地域の実情に応じた福祉人材の確保のための連携強化を引き続きお願いしたい。

- ・ 介護・・・福祉人材センター等関係団体と連携し、「介護就職デイ」等において福祉関係就職面接会等を開催し、介護人材の確保に努めている。
また、来年度から「福祉人材センター・ハローワーク連携モデル事業(仮称)」を全国6か所の福祉人材コーナーにおいて実施予定。
- ・ 看護・・・ナースセンターと連携し、看護師等の医療職種での就業を希望する求職者と地域の医療機関等とのマッチングを目的とした「ナースセンター・ハローワーク連携事業」を全国の福祉人材コーナーにおいて実施。
- ・ 保育・・・地方自治体、保育士・保育所支援センター等と連携し、保育士求人に対する求人充足支援等の強化や地方自治体等との連携による保育士への就職支援等を行う「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施。
また、1～3月に「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施しており、保育所等の求人充足に向け連携・協力をお願いしたい。

- 子育て中の女性等への就職支援(マザーズハローワーク事業)
 - ・ 子ども連れで来所しやすい環境の整備、地方自治体の協力を得て収集した地域の保育サービス関連情報の提供など、マザーズハローワークならではの付加価値の確保に努めているところ。
 - ・ 特に子育て中の女性等は、居住している地域の保育所の情報を求めており、今後とも「子育て女性等の就職支援協議会」などを通じて連携を図りつつ、保育所情報など地域の保育全般に関連した情報の積極的な提供をお願いしたい。
 - ・ 子育て中の潜在求職者等を対象として、地域の保育サービスの現状等に関する説明会を待機児童の多い地域等において実施しており、ご協力をお願いしたい。
 - ・ 母子家庭の母等のひとり親に対して、地方自治体やひとり親への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施しており、ご協力をお願いしたい。

- がん患者等に対する就職支援事業
 - ・ 平成27年12月に策定された「がん対策加速化プラン」において、本事業が「がんとの共生」のための施策として盛り込まれ、がん患者の就職支援施策の柱として、平成28年度から全国で実施予定。
 - ・ 関係機関と連携した効果的な就職支援のため、「長期療養者就職支援担当者連絡協議会」への参加や本事業の周知、広報などにご協力をお願いしたい。

- 自殺対策
 - ・ 「就職失敗」を理由とする自殺者数は、ここ数年減少しているが、以前として高い水準(平成26年 260人)。<出典:「平成26年中における自殺の状況」【内閣府・警察庁】>
 - ・ 各自治体が心の健康相談や多重債務の相談等を行う場合に、ハローワークにおいても引き続き、相談場所の提供、求職者に対する周知等の協力を行うため、各労働局にご相談いただきたい。

福祉人材確保重点プロジェクトの推進

事業概要

介護、看護をはじめとする医療、保育の各分野におけるサービスを担う質の高い人材の安定的な確保を図るため、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」（64箇所）を整備し、当該コーナーを中心にハローワークの全国ネットワークを活かし、福祉人材の確保に向けた取組を推進

取組内容

- **求職者に対する支援** ・ 求職者に対する担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- **事業者に対する支援** ・ 事業所訪問等による求人条件見直し等の求人充足支援
- **求職者と事業者
双方への支援** ・ セミナーや福祉分野関係事業所等の見学会の開催
・ 地域の関係機関とのネットワークを活用した福祉分野の面接会等の開催

各分野での取組

- **「介護求人充足支援強化プログラム」**
介護分野への就職を希望している者はもとより、介護分野に係る資格・経験を有するものの介護分野の就職を希望しない者が同職種への就職を検討する契機となるような働きかけ、就職支援を実施。
- **ナースセンター・ハローワーク連携事業**
ナースセンターとハローワークの連携により、看護師等の医療分野での就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングを全国の福祉人材コーナーにおいて実施。
- **「保育士マッチング強化プロジェクト」**
「待機児童解消加速化プラン」や子ども・子育て支援新制度等に伴い、待機児童が多くいる地域を中心に保育施設の新設等が見込まれており、これまで以上に高まることが予想される保育士への需要に対応。



拡充内容

- **拠点の拡大**
福祉分野の就職支援を一層充実させるため、福祉人材の確保が困難な地域に福祉人材コーナーを新設（10箇所）。
事業拠点 平成27年度 64箇所 → 74箇所
- **支援体制の強化**
福祉人材の確保をより推進するため、既存の福祉人材コーナー（3箇所）に就職支援コーディネーター及び就職支援ナビゲーターを1名ずつの増配置。
就職支援コーディネーター 3人増、就職支援ナビゲーター 3人増
- **福祉人材センター・ハローワーク連携モデル事業（仮称）**
福祉人材センターとハローワークの連携により、福祉分野での就業を希望する者と地域の介護施設等とのマッチングを全国6箇所の福祉人材コーナーにおいて実施。
- **「保育士マッチング強化プロジェクト」の推進**
保育士の需要が高まる時期に、保育士の資格を有するものの保育士の就職を希望しない者に対して、同職種への就職を検討する機会となるような周知広報、事業所見学会と面接会をセットで行うツアー型面接会の実施（17箇所）

保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組

- 「待機児童解消加速化プラン」により、保育の量拡大を図るなか、平成29年度末には保育士が約7.4万人不足することが見込まれており、保育を支える保育士の確保が重要
- また、現状の保育士の求人状況をみても、ハローワークにおける有効求人倍率は1倍を超過する状況にあり、保育士の確保は喫緊の課題
 - 「人材確保（人材育成、就業継続、再就職、働く職場の環境改善）」と「人材確保を支える取組」により保育士確保に総合的に取り組む
 - さらに、保育士の確保を強化するため、「保育士マッチング強化プロジェクト」を実施
 - これらの一体的取組により、まずは平成26年度を見据えた保育を支える保育士の確保を図りつつ、待機児童解消加速化プランを着実に推進

1. 人材育成

- ①保育士養成数の増加
幼稚園教諭免許状保有者に係る保育士資格取得特例の活用による保育士の増加
- ②保育士資格の取得支援
 - ・認可外保育施設に勤務する保育士資格を持たない方に対し、保育士養成施設における受講費等を支援
 - ・保育士養成施設への入学者を対象に、修学資金を貸し付け
- ③保育士養成施設に対する働きかけ・就職あっせん機能の強化
保育の魅力を伝えるための取組や養成施設の就職あっせん機能の向上のための研修を実施

2. 就業継続

- ①新人保育士を対象とした離職防止のための研修
新人保育士の早期退職を防止するための研修を実施
- ②保育士等を対象とした保育の質の向上のための研修
保育士の保育の質向上を目的とした研修を実施

3. 再就職

- ①保育士・保育所支援センターの活用
潜在保育士の再就職に関する相談や就職あっせん、保育所の潜在保育士活用方法に関する支援等を実施
- ②再就職前の実技研修
ブランク等があり、現場への再就職に不安を感じている方を対象とした、潜在保育士の再就職前の保育実技研修等を実施
- ③養成校を通じた卒業生に対する再就職支援
保育士養成施設の卒業生に対し、再就職に関する情報を提供

保育士マッチング強化プロジェクト

- ハローワークにおける重点取組
 - ・未紹介・未充足求人へのフォローアップの徹底
 - ・求職者の保育士としての就業意欲を喚起する求人情報の提供
 - ・保育所のニーズを踏まえた求人充足支援
- ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化
 - ・都道府県等が持っている保育所整備等の情報に基づく、特に保育士の確保が必要な地域において、マッチングを重点的に実施
 - ・関係機関が実施する研修等に関する情報の共有
 - ・保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催
 - ・ハローワークと保育士・保育所支援センター等で求職者に対する共同支援

4. 働く職場の環境改善

- ①処遇改善
- ②管理者等を対象とした雇用管理の研修
管理者に対し、離職防止につながる雇用管理研修の実施
- ③雇用管理の好事例集の収集・提供
保育所における雇用管理の好事例集を収集・提供
- ④仕事と家庭生活の両立支援に取り組む事業主を支援

5. 人材確保を支える取組

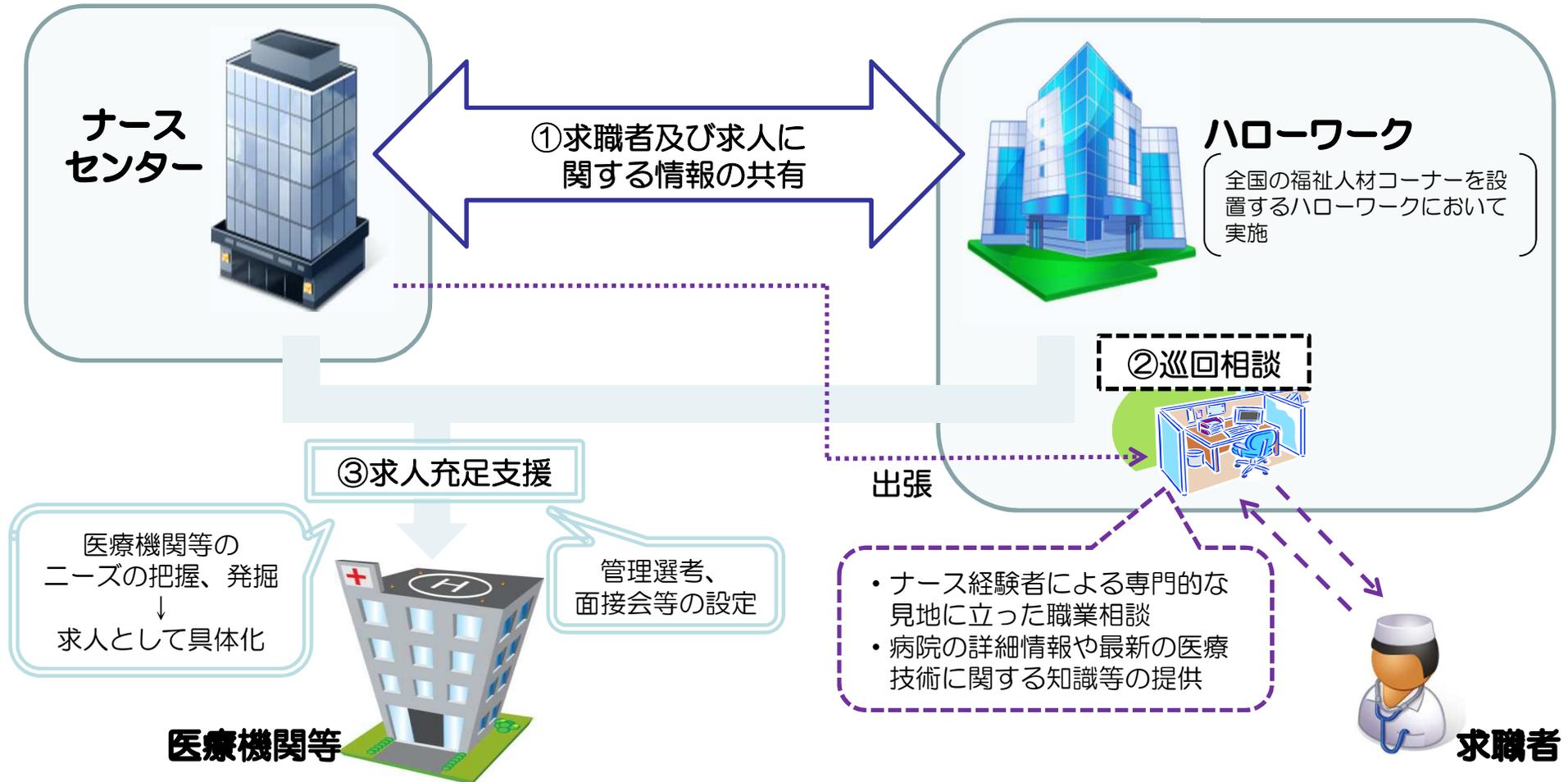
- 保育士マッチング強化プロジェクトへの関係機関の参加
- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定支援による計画的な人材確保策の確立
- 保育士・保育所支援センターの好事例集の収集・提供
- 保育士確保に関する広報
- 都道府県や市区町村における保育士確保の取組状況の把握

ナースセンター・ハローワーク連携事業

- ハローワークとナースセンターの連携により、看護師等の医療職種での就業を希望する者と地域の医療機関等とのマッチングを強化するための事業を実施。

【主な事業内容】

- ① 求職者及び求人に関する情報の共有
- ② ハローワークのスペースを活用したナースセンターによる巡回相談の実施
- ③ 両者の緊密な連携による、医療機関等を対象とした求人充足支援



マザーズハローワーク事業の概要

拠点

マザーズハローワーク（21箇所【平成18年度より設置】）

- ・ 子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。
- ※ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー（163※箇所【平成19年度より設置】）

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内のコーナーとして設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介、再就職に資する各種セミナーの実施、紹介面接時における一時預かりの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

平成28年度の新規取組



○ 拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、支援の対象となる女性等が多数存在する地域におけるマザーズコーナーを新設(5箇所)する。
事業拠点 平成27年度 184箇所 → 平成28年度 189箇所

○ ひとり親に対する支援の強化

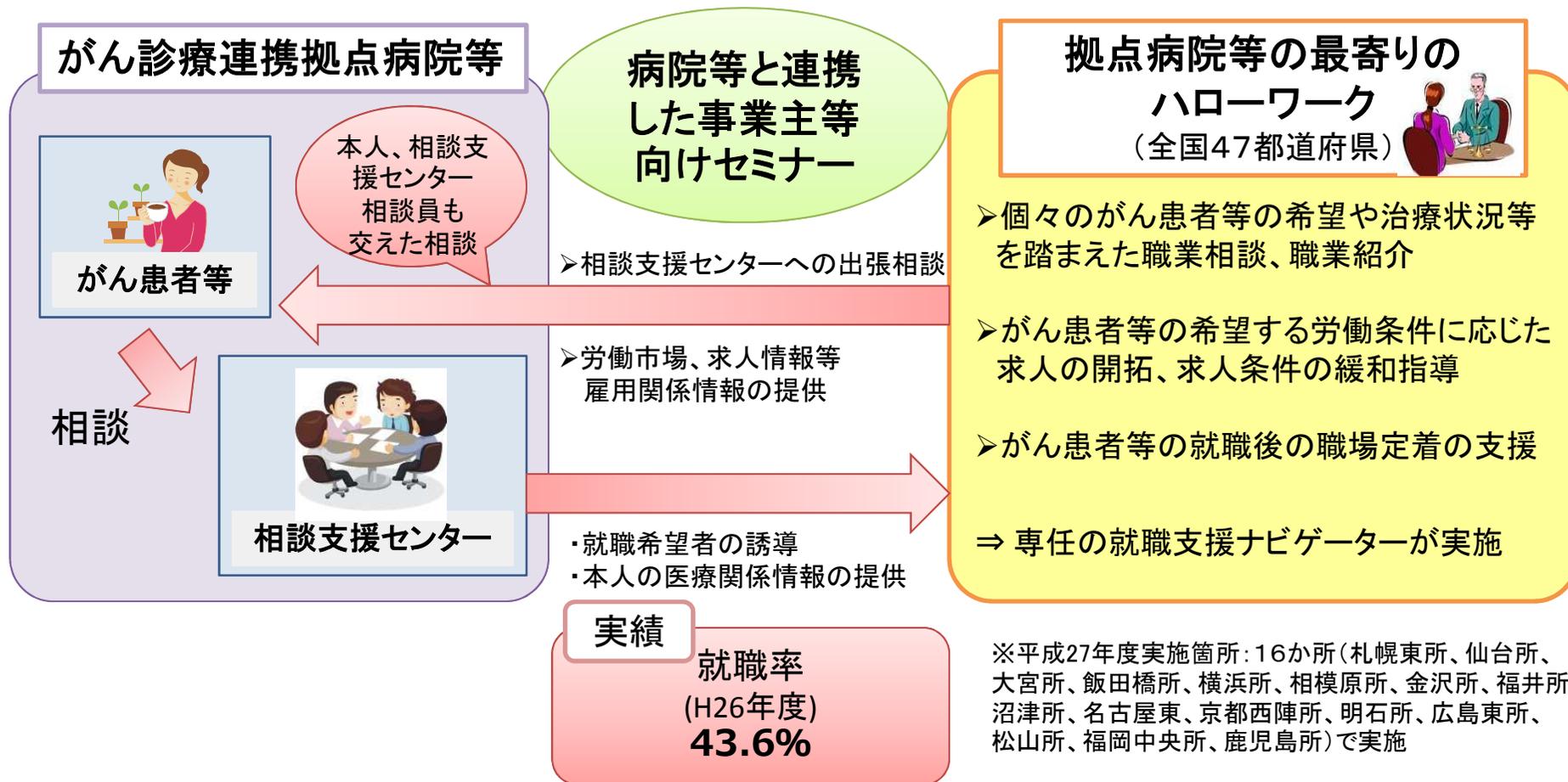
マザーズハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、母子家庭の母等のひとり親に対してプライバシーに配慮した相談や専門的な支援を実施する。また、地方公共団体やひとり親への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施する。

○ 公的職業訓練へのあっせん機能の強化

マザーズハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、公的職業訓練等への受講あっせん、就職支援等を実施する。

がん患者等に対する就職支援事業

- 25年度から、ハローワークに専門相談員を配置し、がん診療連携拠点病院等と連携したがん患者等に対する就職支援モデル事業を開始し、平成27年度は全国16か所において実施している。
- 28年度は、3年間のモデル事業で蓄積した就職支援ノウハウや知見を幅広く共有し、がん患者等の就職支援について、事業の実施箇所数を拡充し、全国で実施する(全国16か所→48か所)。



全国厚生労働関係部局長会議 厚生分科会

《障害特性に応じた就労支援の推進と地域就労支援力の強化による職場定着の推進》

【現状】

- 平成30年度から精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする改正障害者雇用促進法の施行や、平成27年1月の難病の患者に対する医療等に関する法律の施行なども踏まえ、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。
- 企業の採用ニーズに対応するためには、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等を利用する障害者本人の企業での就労に対する不安や企業の障害者雇用に関する不安を解消し、雇用への移行を推進することが必要。
- 障害者の就職者数の増加に伴い、職場定着支援を必要とする障害者も増加していることを踏まえ、職場定着支援を強化することが必要。
 - 就職にあたって困難を抱える求職者が増加していることを踏まえ、より効果的に支援を実施していくにあたっては、都道府県を始めとした自治体が所管している関係機関との連携に御協力いただきたい。
 - 都道府県においても、「福祉」、「教育」、「医療」の各分野の関係機関に対して、それらの機関を利用している障害者であっても、自身の能力を発揮して一般企業で働くことができるという認識を浸透させて頂くようお願いしたい。
 - また、関係機関が就職準備段階から連携することにより、職場定着につなげていけるよう、都道府県を始めとする自治体が所管する機関にも御協力をいただきたい。

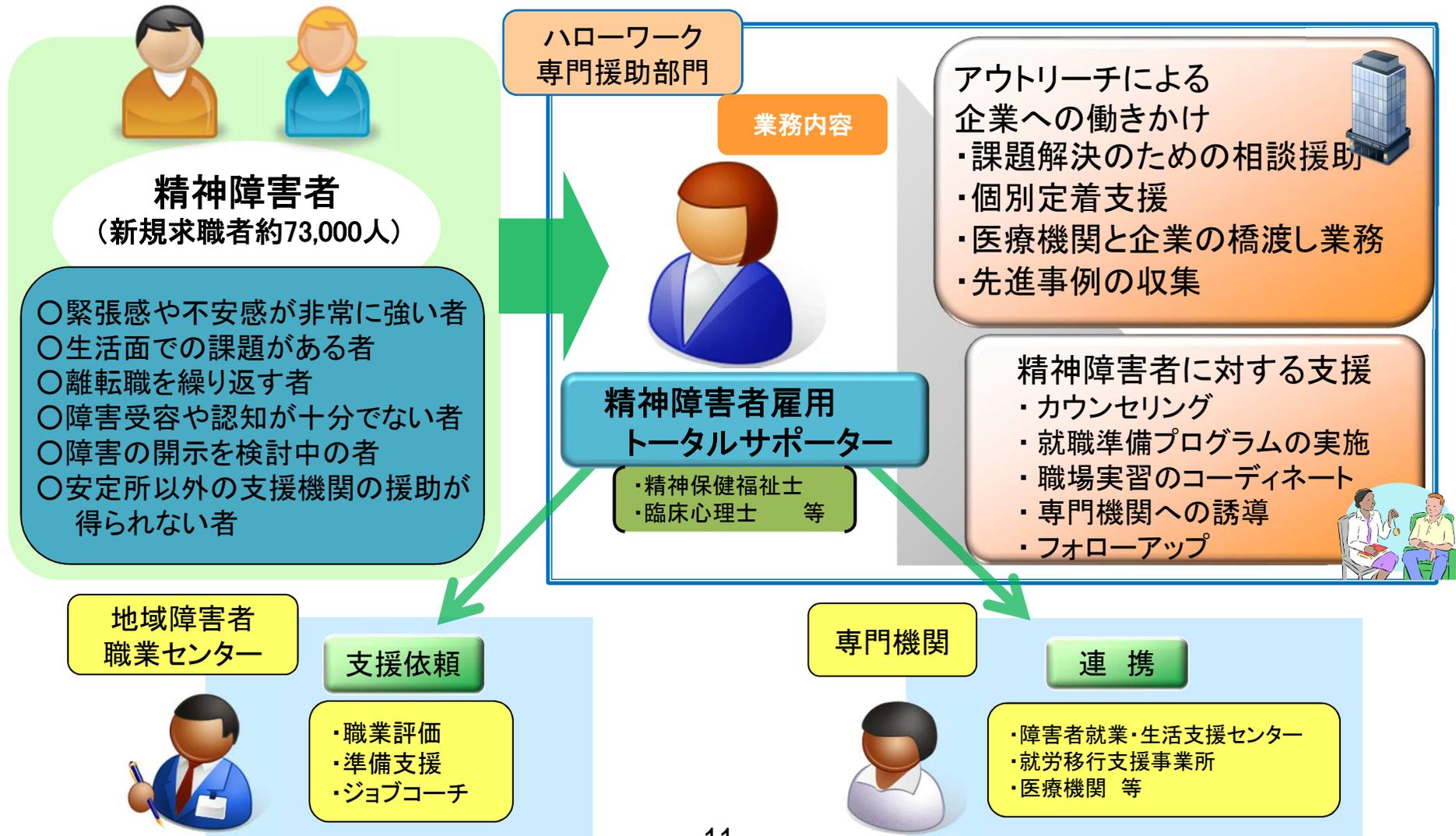
《障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務について》

- この4月に施行される、雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務については、昨年3月に「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を策定した後に、円滑な施行に向け、事例集等の公表を順次行ってきたところである。
- 現在、各労働局において、管内の事業主、就労支援機関等への説明会等を精力的に実施しているが、各都道府県においてもこれらの周知の取組へのご協力をお願いしたい。

精神障害者雇用トータルサポーターについて

概要

ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、企業に対して精神障害者の雇用に関する意識啓発などの業務を実施

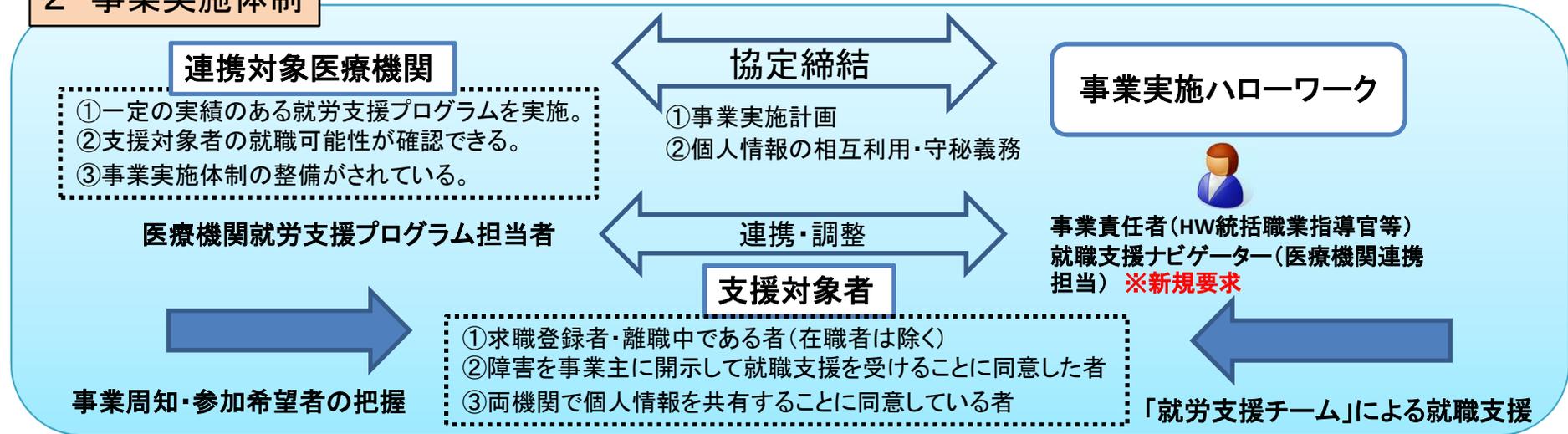


精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について(28年度新規事業)

1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制



3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「**チーム支援事業**」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。
 - ①職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
 - ②職場実習等の機会の積極的な提供
 - ③3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
 - ④職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

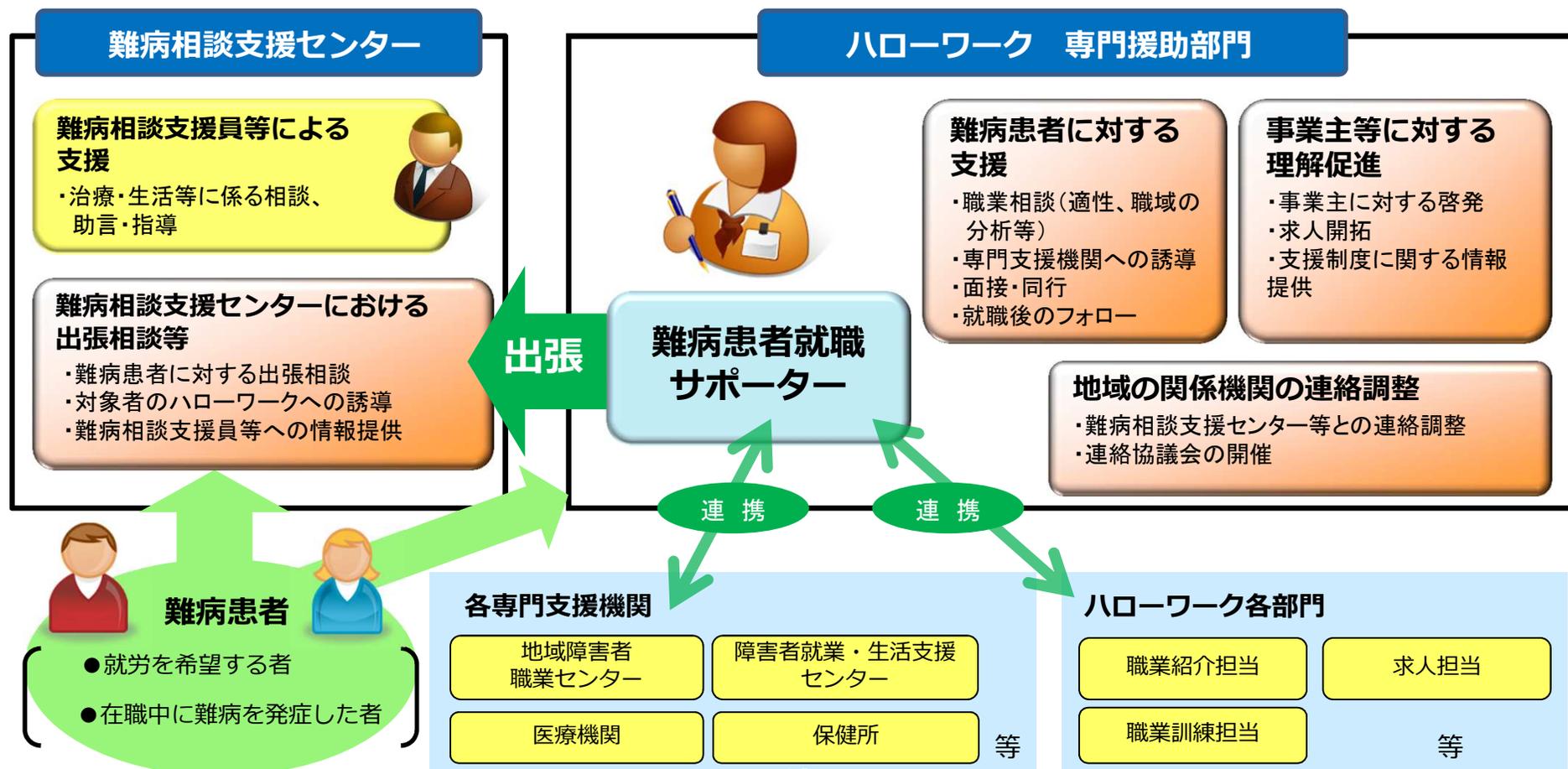
4 実施労働局

北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎、熊本及び鹿児島(22局)

難病相談支援センターと連携した就労支援の実施

ハローワークに「**難病患者就職サポーター**」(※)を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。

- ※ 配置数 : 全国47人(H27) → **全国49人(H28予定)**
- 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
- 採用要件 : 難病患者の相談に関する業務経験1年以上等



発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

1 趣旨

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病のある人※1を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年(中小企業2年)

(3) 支給金額

50万円(中小企業の場合 120万円)※2

※1 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者(障害者総合支援法の対象疾病を基に設定(平成27年7月~))

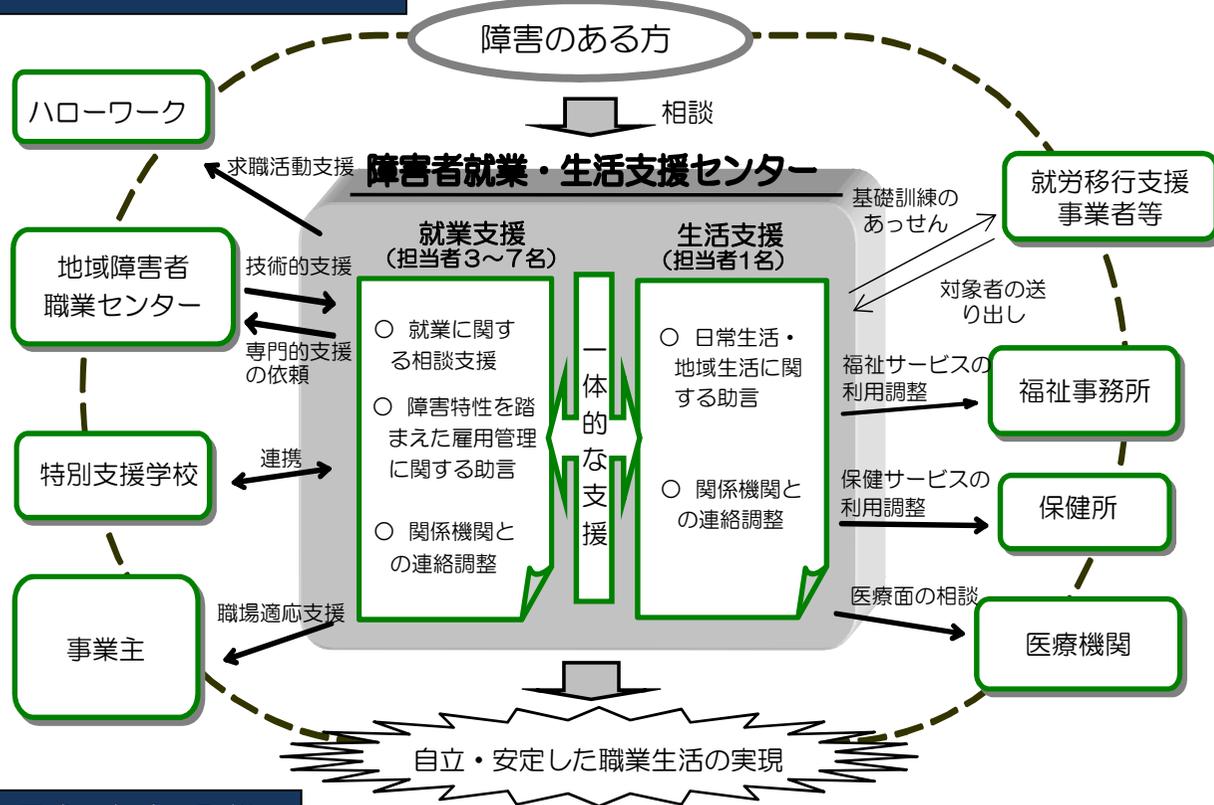
※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は4回)に分けて支給する。

障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の実施体制を拡充する

平成28年度 332センター

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

センター窓口での相談や、職場・家庭訪問等を実施。

<就業面の支援>

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・就職活動の支援、職場定着に向けた支援
- ・障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所への助言
- ・関係機関との連絡調整

<生活面の支援>

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

【26年度実績】

支援対象者数 140,838人
定着率 75%

平成28年度の取組 (予定)

地域の支援機関の中心であるセンターの実施体制を拡充し、障害者や企業に対する支援の充実を図る

- 担当者の増員配置(1,026人→1,127人)
- 障害者の定着支援に豊富な経験を有する主任職場定着支援担当者の配置(全国20人→40人)
- 就業支援担当者の確保・定着を図るための処遇改善の実施(単価12,200円→13,600円/日)

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業と障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校・大学・医療機関等の教職員等の企業での就労に対する不安感等を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて次の取り組みを実施。

○就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーの助言等による企業理解の促進

○関係機関への職場実習協力事業所情報の提供、実習受入の依頼等による障害者に対する職場実習の推進

都道府県労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案

都道府県労働局による事業の実施

企業就労理解促進事業

- 就労支援機関、特別支援学校、大学、医療機関等を対象とした就労支援セミナー
- 障害者とその保護者等を対象とした事業所見学会
- 就労支援機関や特別支援学校・大学等の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- 障害者就労アドバイザーによる就労支援機関、特別支援学校、大学、医療機関等への助言

一般雇用の理解促進

障害者に対する職場実習推進

- 職場実習協力事業所の開拓
- 関係機関への職場実習協力事業所の情報提供
- 一定の場合に、実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習を補助する実習指導員の派遣
- 職場実習のための合同面接会の実施

職場実習の推進

※ 平成28年度予算案では、就職支援コーディネーター（一般雇用移行分）を47局に配置予定

職業安定局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
生活保護受給者等就労自立促進事業について(P1)	就労支援室	特定雇用対策係	笠松	5796
地方自治体との連携による福祉人材確保等の強化(P3)	首席職業指導官室	職業紹介係	杉原・畠山・宮野	5774
障害者雇用対策について(P10)	雇用開発部障害者雇用対策課	調整係	鶴川	5724